

Title	奥羽仕置と稗貫氏 『稗貫家譜』の分析から
Author(s)	熊谷, 隆次
Citation	弘前大学國史研究. 137, p.51-71, 2014
Issue Date	2014-10-30
URL	http://hdl.handle.net/10129/6313
Rights	
Text version	publ isher



<http://repository.ul.hirosaki-u.ac.jp/dspace/>

奥羽仕置と稗貫氏

—『稗貫家譜』の分析から—

熊谷隆次

はじめに

本稿は、「奥羽仕置」に関わる史料『稗貫家譜』^{ひえぬき}を分析・紹介するものである。

なお、奥羽仕置については、豊臣政権がみずからの全国支配を完結させるべく、天正十八年（一五九〇）八月から同十九年秋にかけて陸奥・出羽の二国（奥羽）に対して強行した豊臣体制化の推進政策で、狭義には天正十八年を「奥羽仕置」、天正十九年を「奥羽再仕置」、両者をまとめて広義に「奥羽仕置」とする小林清治氏の定義に従う。^①

奥羽仕置は、すでに戦前大島正隆氏により着手され、戦後は小林清治氏・藤井謙治氏・藤木久志氏・渡辺信夫氏・遠藤巖氏・長谷川成一氏らにより重厚な研究が積み重ねられてきた。^② 出羽国については、その領主のほとんどが当知行を安堵されたため、検地や刀狩りなどに関わる基礎的な史料が残されて研究が進められた。陸奥国については、奥羽仕置の最重要案件であった会津没収と伊達政宗に関わる史料が多く残され、政宗を中心に研究が進められてきた。

総じて奥羽仕置研究は、戦国期の領主が豊臣権力を「てこ」に、「豊

臣大名」化、「近世大名」化を遂げたという研究方向・成果を残してきたが、これは当然のことであるが、豊臣政権から領主権を安堵され、史料を後世に伝来させ得た大名を中心に研究が進められてきたためである。小田原や宇都宮で豊臣秀吉に出仕しなかったために改易処分された領主は、中世以来の家伝文書を伝来させ得なかった場合が多く、奥羽仕置にどのような対応をしたのか、具体的な成果はあまり見られない。

本稿の目的は、従来奥羽仕置にかかわる史料として分析されることになかった『稗貫家譜』そのものの史料研究にある。論の展開としては、まず①『稗貫家譜』の成立時期・過程を書誌学的に明らかにした上で同書の史料価値を定め、これを踏まえて②『稗貫家譜』所収の奥羽仕置関係の書状十三通の年代比定と、③『稗貫家譜』所収の系譜の真偽判断と人名比定を行う。この基礎分析により、『稗貫家譜』が奥羽仕置研究や、戦国末期・近世初期における北奥の領主研究の前進に寄与し得る史料であること明らかにしたい。

第1章 『稗貫家譜』の書誌学的分析

1 『稗貫家譜』成立の年代比定

本章では、『稗貫家譜』の書誌学的分析にもとづきながら、①『稗貫家譜』成立の年代比定、②『稗貫家譜』の内容構成の分析、③稗貫家伝来文書と関わる『和賀稗貫両家記録』と『稗貫家譜』の関連性の分析、④『稗貫家譜』所収の書状十三通の史料批判を、各節ごとに行う。『稗貫家譜』は、次の前文から始まる（傍線筆者）。

【史料A】

稗貫家之系図、累代之證文等者、天正十九年鳥屋崎落城之時、焼失亡、或ハ家来今野下総盗取と云々、其残之文書等者、有故先年令紛失候故、伝来之系図伝わらず候、依て家之旧記、言伝え、或者他之旧記、古説集、わすかに略系を綴り置候、猶更令細考、不分明之所、校正あるへき者也、

二月三日

稗貫吉兵衛忠義

右の前文から、『稗貫家譜』は稗貫家二十一代当主の稗貫吉兵衛忠義（初名は秀澄、のち有秀、伊良）により編集されたことがわかる（以下、稗貫家当主の世代数については『稗貫家譜』【図1】に従う）。

『稗貫家譜』は、陸奥北部稗貫郡の領主稗貫家（鳥谷崎城主、現岩手県花巻市）の家譜である。同書によれば、稗貫家は十七代広忠の代（天正十八年（一五九〇）に奥羽仕置で改易となり、翌十九年二月（または九月）に葛西家旧臣三迫兵庫らの謀略により鳥谷崎城を襲撃され、広忠の嫡子広重および家臣ら悉くが討死したという。当主広忠もこの時に討死したとも、あるいは同城を逃れ、文禄三年（一五九四）二月に稗貫郡矢ノ沢において病死したとも記されている。

広忠没後、その孫娘藤の夫忠全が稗貫家の家督（十八代）を継承した。『稗貫家譜』および「中尊寺経蔵別当系覚」によれば、忠全は葛西晴信の家臣菅野行清（胆沢郡関城主）の嫡男であったが、天正初期に葛西家の臣卯ノ木城代長部広重の婿養子となり、長部春広と称した。春広は天正十八年に葛西家が没落した後もしばらく卯ノ木城にいたが、慶長四年（一五九九）頃、実家の菅野家へ戻って菅野春広に改称、平泉金剛院の坊跡を再興して毛越寺に住んだ。のち慶長の中頃、稗貫家へ婿養子に入り、稗貫忠全に改称したとされる。

十九代家督はその子為弘が継承し、寛永元年（一六二四）に伊達政宗に仕官したが、足の病のため致仕して浪人（医師）となり、これを機に「稗貫」から父の実家の「菅野」に改姓した。二十代当主には全義が就き、その子伊良が二十一代当主に就いた。伊良は、天和二年（一六八二）に仙台藩に仕官し、享保十年（一七二五）三月十五日、藩より「菅野」から「稗貫」への苗字変更を許可され、同二十七日に実名を伊良から「忠義」に改名した。また、翌十一年六月に隠居し、同八月に隠居号を露閑、実名を「為全」に改名、同十八年（一七三三）に没した。

【史料A】によれば、日付が「二月三日」、苗字が「稗貫」、実名が「忠義」であることから、その作成完了は、「稗貫」および「忠義」に改称した享保十年三月の翌十一年二月三日以降となる。これに忠義が、同年八月に実名を「為全」に改称したことを合わせ考えれば、『稗貫家譜』の完成年次は享保十一年に比定できる。稗貫改姓の翌年に『稗貫家譜』が完成していることから、稗貫家の由緒を残すために同書は編集されたと推定される。

2 『稗貫家譜』の構成

『稗貫家譜』は、編纂者である稗貫忠義の没年・法名のほか、二十七代栄之進（明治三十年（一八九七）没）までの系図が記載されている。また、忠義以後の記述は詳細で、忠義以前と以後では記載形式に大きな相違が見られる。さらに、稗貫氏の略系図のあとに、「稗貫家御法号寄」「二十六代稗貫亀代之進藤原為盛戊辰戦争出陣之履歴書」「家分れ同姓稗貫家」「稗貫家領地譜」という異質な記録四点も収録されている。

『稗貫家譜』の卷末には、菅野家の縁者と推定される萱場丕頭が「稗貫家の系譜」を探索しようと思ひ立ち、明治二十二年九月、二十六代稗貫為盛宅を訪問した際、ほとんど史料がないなか、幸いに「吉兵衛君の旧記」があり、これをもとに補訂を加え、また戊辰以来のことは仙台城下の菩提寺光円寺の寺僧に質問して「補綴」したことが記されている。

【史料A】によれば、稗貫忠義が完成させたのは「略系」と記されており、これが「吉兵衛君の旧記」で、言わば「原『稗貫家譜』」^{（稗貫忠義）}と云っている。その後、明治二十二年にいたり、萱場丕頭が「稗貫家御法号寄」「二十六代稗貫亀代之進藤原為盛戊辰戦争出陣之履歴書」「家分れ同姓稗貫家」「稗貫家領地譜」の四点をこの「略系」の後に合冊（「補綴」）して、現存の『稗貫家譜』が完成したのである。「略系」は、稗貫為盛の四男武雄の没年である明治三十八年まで記しているが、これは完成後に追記したものであろう。

【史料A】によれば、稗貫忠義が『稗貫家譜』を編纂した当時、「稗貫家之系図」や稗貫氏の家伝文書（「累代之證文」）は、天正十九年の鳥谷崎城の落城や盗難ですでにその多くが失われ、わずかに伝存していた

「文書」も紛失していたという。しかし、稗貫忠義は、「家之旧記」「言伝え」「他之旧記」「古説」などを博搜し、「略系」の編纂に漕ぎ着けた。「原『稗貫家譜』」^{（原）}「略系」は、基本的に系図の様式をとり、そこへ実際に「一書云」「旧記云」「一説」としていくつかの記事を引用している。

なお、その引用は広忠の代に限定されている。忠義が広忠の時期、つまり奥羽仕置で改易になった時期をより詳細に記そうとした意図が明らかである。また、広忠の箇所には、「書状次第不同」と注記された後に、奥羽仕置に関わる書状十三通が筆写されている。系図の様式から外れた異質な体裁であるため、「原『稗貫系譜』」^{（原）}「略系」は、稗貫家の略系図と十三通の書状によって構成されていると見なすことができる。

3 『和賀稗貫両家記録』と『稗貫家譜』の関連性

『稗貫家譜』に関連する史料として、『和賀稗貫両家記録』（乾・坤二卷）^{（5）}がある。同書坤には、『稗貫家譜』に所収されている書状十三通（本稿末に一括掲載）のうち、【史料4】【史料5】【史料8】【史料10】の四通とほぼ全く同文の書状写が収録されている。この書状四通の写に関して、『和賀稗貫両家記録』坤には、次のような記載がある（傍線筆者）。

【史料B】

私家_ニ在之文書留之内、其許御家_江扱候分、

（書状写四通省略）

右之通、私家之記録・覚書等_ニ在之分、其許御家_ニ携り事書写、進之

候、以上、

稗貫吉兵衛

享保十年乙巳五月十八日

忠義（花押影）

和賀十兵衛殿

和賀八郎殿

享保十年（一七二五）三月に「稗貫」「忠義」に改称したばかりの稗貫忠義が、和賀氏嫡流の和賀義範・永義父子の求めに応じ、同年五月に稗貫家伝来の「文書留」あるいは「私家之記録」「覚書」などの中から和賀家に関わる書状四通のみを筆写して与えたことがわかる。実際、

【史料4】は「和・稗殿」、【史料5】は「和又殿」、【史料10】は「和賀殿」をそれぞれ宛所とし、【史料8】は「両殿」（和賀氏・稗貫氏）を文中に記している。

なお、「文書留」とは、稗貫家伝来の書状を筆写したものと見て間違いないあるまい。「留」とあることから、冊子形態の写本であったと推定される。『稗貫家譜』完成（享保十一年）の前年に『和賀稗貫両家記録』所収の書状四通が筆写されているため、この「文書留」は『稗貫家譜』ではない。『稗貫家譜』前文【史料A】にある「家之旧記」と同一の記録と推定される。『稗貫家譜』所収の書状十三通は、この「文書留」に収録されていたと考えられる。

4 『稗貫家譜』所収・書状十三通の史料批判

『稗貫家譜』に収録されている書状十三通に果たして原本（正文）があったのかどうか、つまり書状写の真偽判断、『稗貫家譜』の史料批判

が本節の課題である。『政宗君記録引証記』には、【史料12】の伊達政宗書状の写が、次のような形態で収録されている。

【史料C】

一、稗貫越中重綱へ被下候御書写、

以上、

態令啓候、抑今般有用所、南部へ為使彼兩人指下候、路次番之義、無指合様、御馳走任置候、若大不通之義も候者、外聞・実義不可然候条、能々被入念尤候、委細彼兩人可申理候之間、令略候、恐惶謹言、

七月廿三日 政宗御書判

御宛所、切取無之、

右、菅野吉兵衛所持、御記録へ掲載之、

また、右の伊達政宗書状写について、『政宗君記録引証記』は次の「菅野吉兵衛覚書」も収録している。

【史料D】

私高祖父稗貫備中守重綱被下置御書之由申伝候、右重綱、元來稗貫之城主在之、（中略）右御書備中守名元無之品ハ、先祖誰代候哉、裏江以外之墨相付候付、裏之方紙ヲへぎ取申候節、引きき紛失仕候由申伝候、

【史料D】「菅野吉兵衛覚書」によれば、菅野吉兵衛（享保十年に稗貫忠義改名）より前の当主の時代、伊達政宗の書状（「御書」）の裏に大量の墨が付き紙が張り付いたため、その裏の紙を剥ぎ取ったところ、宛所（備中守名元）が引き裂かれてしまい、紛失してしまったという。

このことから、『政宗君記録引証記』編集時に伊達政宗書状の正文一通【史料12】があったことが判明する。『政宗君記録引証記』は、『貞山公治家記録』（元禄十六年（一七〇三）成立）の編纂のために収集された古文書を筆写して編年体にとめた史料集であることから、【史料12】の正文は元禄十六年頃までは確かに存在していた。

また、『伊達世臣家譜』（稗貫氏）は、次のように記す。

【史料E】

為香子為之進為長、貞山公之所賜重綱之判物二通、今藏于家、其家録曰、公之所賜之密書教通、太郎重秀・孫次郎為広之世、有所慮、投之于火、密書者、天正十八・九年間、述葛西・大崎両家事者云、

『伊達世臣家譜』（図2）が記す二十四代稗貫為長は、『稗貫家譜』（図1）の記す二十四代為茂（天保六年（一八三五）没）のことである。『伊達世臣家譜』が完成した寛政四年（一七九二）頃までは、伊達政宗が稗貫重綱（広忠）に発給した判物（書状）二通が稗貫家に所蔵されていた。この二通とは、【史料4】【史料5】【史料12】のうちの二通と見て間違いない。また、『伊達世臣家譜』の性質上、伊達政宗から発給された書状しか藩に報告しなかったと考えれば、政宗書状以外の書状があったとみることは自然であろう。

【史料E】には「家録」の記事として、二通の書状の他に政宗が広忠に発給した書状が数通あったが、「大崎・葛西両家事」、おそらくは大崎・葛西一揆にかかわる「密書」ということで、為広・重秀（稗貫家譜）では為弘・全義の時代に焼却したと記すが、これも稗貫家に多数

の織豊期文書が伝来されていたことを示している。【史料A】が記す

「残之文書等ハ、故有先年令紛失候」とは、この焼却のことであろう。

なお、『政宗君記録引証記』の伊達政宗書状写は宛所が欠損しているが、【史料12】の伊達政宗書状は宛所の「稗備殿」が残されている。このため、『稗貫家譜』の底本である「家之旧記」は、『貞山公治家記録』『政宗君記録引証記』が編纂される以前の近世前期、忠全・為弘・全義の時期にはすでに作成されていたことになる。

第2章 『稗貫家譜』所収・奥羽仕置関係書状十三通の分析

1 天正十八年の書状五通の年代比定

『稗貫家譜』所収の書状十三通は、結論から先に述べれば、五通が天正十八年（一五九〇）、八通が天正十九年に年代比定される。以下、本節では天正十八年、次節では天正十九年と、節を分けて年代比定を行う。

【史料1】屋代景頼書状について。文中に「南部御抱」、「何様其表罷下候時分可申談候」と記されていることから、本書状は七月一日時点、稗貫氏が南部信直の「御抱」（服属下）¹⁰となり、また屋代景頼（伊達政宗重臣）が稗貫氏の所領稗貫郡に下向することが予定されていた時期のものである。小田原参陣とこれに続く奥羽仕置があった天正十八年を遡ることはないであろう。

【史料1】によれば、屋代氏は、伊達政宗と同時に稗貫氏から馬を贈呈されていることから、七月一日頃に政宗と行動をともしにしていたことが判明する。仮に七月一日を天正十八年と見てその前後の政宗の行動を

確認すると、六月五日小田原着陣、同九日豊臣秀吉に出仕、同十四日小田原出立、同二十五日会津黒川城帰着、七月九日から同十五日の間に米沢城へ移転、八月十一日から陸奥国北部（大崎・葛西旧領、和賀郡、稗貫郡）の仕置のため浅野長吉に同道、九月二十八日米沢城帰着、となっている^①。七月一日を天正十八年とすれば、政宗は黒川城在城となる。

政宗は、天正十八年八月二十三日頃までは長吉に同道していたが、稗貫郡・和賀郡までは下向せず、米沢に帰城したと考えられる。しかし、同七月七日付・伊達政宗書状^②に、「奥州・出羽仕置」のため「和賀・稗貫・南部」までの意見を秀吉から求められていると記しているように、七月上旬時点では政宗の和賀・稗貫両郡の下向は予定されていた。このため、【史料1】の年代は、奥羽仕置の行われた天正十八年の可能性が高い。

【史料5】伊達政宗書状について。伊達政宗が、「左京大夫」から「越前守」「侍従」兼任になったのは天正十九年二月であるため、九月十一日付の本書状は前年の天正十八年九月以前のものとなる。ついで、本書状を稗貫・和賀両氏に届けた使者の一人が、屋代景頼であったことが年代比定の鍵になる。なぜなら、書状の冒頭に「如仰未申通候」とある【史料1】は屋代景頼が稗貫氏と初めて交信したことを示しており、【史料1】の後に【史料5】が発せられたことになる。【史料5】は天正十八年九月十一日以前の書状で、初信である天正十八年七月一日以降の書状【史料1】より遡及できないため、【史料5】は天正十八年、そして【史料1】も同じ天正十八年に年代比定されることになる。

【史料3】木村清久書状について。文中に「浅弾・大刑方始可被仰

付」と記される浅野長吉と、書状発給者の木村清久はともに天正十七年十一月以来、伊達政宗を豊臣秀吉に出仕させるべく行動していた豊臣秀吉の側近である。その経緯で清久は、翌十八年の奥羽仕置で、「奥州国、悉為御仕置、浅野弾正少弼^{（長吉）}・木村弥一^{（清久）}右衛門人衆多被相副候^③」とあるように、浅野長吉とともに奥州奥郡の仕置奉行を担当した。そのため本書状は、天正十八年以降のものとなる。

天正十八年以降の木村清久の動向を確認すると、六月十四日小田原出立、七月中旬頃伊達政宗から黒川城を接收して同城在番、七月二十七日宇都宮で秀吉に謁見、八月上旬大崎旧領五郡を木村清久が、葛西旧領八郡をその父木村吉清が拝領、同十六日葛西・大崎一揆蜂起、天正十九年正月蒲生氏郷により救出されたが、その後は改易処分となり、同年中に氏郷の客将となった。【史料3】の文中には、「此方存分御取合可申入候」と記されており、当時木村清久は稗貫氏の身分について政権側に積極的に折衝できる職権と能力を備えていたことがわかる。改易となった天正十九年以降は考え難いため、天正十八年に年代比定できる。文中の「其許之儀、南部殿へ御理申候」とは、【史料1】に記す「南部御抱」との関連が推測される。

なお、次の天正十八年七月二十一日付の大波長成（信夫郡の領主）宛の木村清久書状も、この年代比定の根拠となる（傍線筆者）。

【史料F】

急度申候、其許之義、^{（伊達）}政宗へ御理申候、指出之義申付候間、被入御念、百姓等^④可被仰付事、尤存候、其地御城之儀ハ、上様御下向訖可有御留守候、其砌随分御取合可申入候、尚期拜面之時候、恐々謹

言、七月廿一日、大波大膳殿御宿所、木村弥一右衛門清久（書判、アリ）、（15）

傍線部を中心として、【史料3】とほとんど同じ文言で、また日付も近いため、【史料3】が天正十八年に発給されたことは確実であろう。

奥羽仕置の際、陸奥の旧領主らが身分の回復を求めて、黒川城在番中の奉行木村清久と交渉し、これに対し清久はほぼ同文の書状を発給して対応していたという構図がわかる。

【史料4】伊達政宗書状について。本書状については、次の旧白河郡主白川義親宛の伊達政宗書状が年代比定の参考になる。

【史料G】

御来章誠以大慶^ニ候、扱々今般之仕合、更覺外候、併天下之御事^ニ候間、不及是非候、御心中令察候、一代之迷惑候、只々此上も上意次第^ニ御心得可然候、全政宗^{（伊達）}おゐて非如在候、乍去御進退御苦勞之上、何ノ申事も無之候、明日ハ此方宮^{（浅野長吉）}浅弾殿御留候間、其心得尤^ニ候、恐々謹言、

（天正十八年）
八月十二日戌刻 政宗御書判

白川殿（義親）

追而判形不審^ニ可思召、失念候而洞判ヲすへ進申候、別而無御隔意候条、此儘進之候申候、以上、（16）

【史料G】は、小田原不参により改易となつた白川義親に発給されたもので、年次はすでに天正十八年に比定されている。若干の表現の相違はあるが、【史料4】の尚々書を本文に入れ、また【史料G】の尚々書を削除し、本文の文言を多少入れ替えれば、二通はほぼ同文の書状となる。木村清久の場合と同様、身分の回復を求める旧領主は、仕置奉行浅

野長吉の補佐役であつた伊達政宗とも交渉し、これに対し政宗はほぼ同文の書状を発給して対応していたことがわかる。本書状は、天正十八年に年代比定される。

【史料2】石田三成書状について。稗貫氏が石田三成に対して「此度之一儀」「苦身之程」を訴え、身分の回復を訴願しているため、本書状は三成が関与した天正十八年の奥羽仕置、あるいは翌天正十九年の奥羽再仕置にかかわるものである。三成は、天正十八年七月十五日時は忍城攻めの最中で、天正十九年七月十五日時は近江国大津にいた。（17） 両所とも「遠境」ではあるが、稗貫氏が自身の「苦身」を訴える場と時期を考えれば、小田原攻めの最中、つまり天正十八年が妥当である。

2 天正十九年の書状八通の年代比定

【史料6】小野寺義道書状について。本書状については、次の天正十九年六月二十日付の豊臣秀吉朱印状が年代比定の根拠になる。

【史料H】

奥州奥郡為御仕置、尾張中納言・江戸大納言・越前宰相、其外被遣御人数候間、人数以下令馳走罷立、大谷刑部少輔申次第可相勤候也、（豊臣秀吉）
（天正十九年）
六月廿日（朱印）

小野寺孫十郎とのへ（義道）

右の史料は、「奥州奥郡」で起こつた大崎・葛西一揆、九戸一揆鎮圧のため豊臣秀吉が、豊臣秀次・徳川家康・上杉景勝に出陣を命じた朱印状である。同日付でほぼ同文の豊臣秀吉朱印状が、秋田（安藤）実季・津軽為信にも発給されている。【史料6】では、秀次・家康・景勝の三

名のほか秋田実季・由利衆・津軽為信が、軍勢を率いて「其表」（陸奥国）に進軍する予定であると記されており、内容が関連するため天正十九年に比定される。

【史料7】浅野長吉書状について。本書状は、文中の「今廿五日二本松を相立候間、頓而其表へ可令下着候」という文章が年代比定の決め手となる。浅野長吉が豊臣政権による奥羽支配で二本松を拠点にしたのは天正十八年末以降であること、天正十九年七月十七日付・東直義（南部信直重臣）宛の浅野長吉書状にある「此廿五日式本松罷在候間、頓而其表へ可令下着候」とほぼ同文の記載であること、「南部表」相働候時、兵糧可申理候」と南部領での戦闘が予定されていたこと、以上のことから九戸一揆に関わる史料であり、本書状は天正十九年に年代比定される。

【史料8】蒲生氏郷書状について。稗貫氏が蒲生氏郷に「身上之義」について書状を送ったことから考えて、小田原参陣・奥羽仕置のあった天正十八年以降のものである。ただし、氏郷が奥羽支配に関与し始めるのは、秀吉が「会津之儀、松坂少将^(蒲生氏郷)被下候⁽²³⁾」こと、つまり氏郷が会津を与えられたことを浅野長吉に伝えた天正十八年八月十一日頃以降と見られるため、一カ月前の天正十八年七月十二日としては無理がある。

【史料7】および【史料9】【史料10】のように、稗貫氏の「身上之義（様子）」は天正十九年の書状で頻出するキーワードであるため、天正十九年に年代比定される。

【史料9】大谷吉継書状について。大谷吉継は、天正十八年の奥羽仕置では出羽国の仕置にあたり、陸奥国には関与しなかった。また、七月十七日時点で、大谷吉継が「南夫表」へ「相働」（戦闘）に下向するこ

とが予定されていたのは、【史料H】から天正十九年の九戸一揆鎮圧時しか考えられないため、本書状は天正十九年に年代比定される。ただし、吉継は南部領まで下向せず、和賀郡の手前、旧葛西領江刺郡までしか出陣しなかった。⁽²⁴⁾

【史料10】浅野次吉書状について。浅野次吉は浅野長吉の家臣である。次吉は九戸一揆鎮圧の際に、稗貫氏の居城鳥谷崎城の城下にあった稗貫氏重臣瀬川清助宅へ一宿して九戸へ向かった。⁽²⁵⁾ また、次吉は和賀氏に対し、稗貫氏・江刺氏と共同して「南部御働」を勧めているため、本書状は九戸一揆鎮圧に関わるものであり、天正十九年に年代比定される。

【史料11】大谷吉継家臣連署書状について。本書状の発給者について、次の史料が参考になる。

【史料I】

仙北大森郷御年貢相渡申候分

(中略)

天正拾八年

拾月廿日

色部修理^(長真)太夫殿 参

大谷内^(吉継)

藤野角左衛門尉

吉久（花押）

(26)

【史料11】の発給者の一人「藤野用左衛門」は、【史料I】に「大谷内藤野角左衛門尉吉久」とあるとおり、「用」は「角」の誤記で、大谷吉継の家臣である。他の二人も吉継の家臣とみて間違いない。【史料H】の冒頭文と同じ「奥州奥郡為御仕置」が記されているため、九戸一揆鎮圧に関わる史料であり、天正十九年に年代比定される。

【史料12】伊達政宗書状について。本書状は、次の稗貫輝家書状の関連文書である。

【史料J】

以上、

今度、南部御無事之為御使、彼御兩人被差下候、仍上下送候儀承之候、慥^ニ相送申候、乍勿論、至于向後も、隨身之御用等候者、可被仰付候、聊不可有僥意候、事々重而、恐惶謹言、

(天正十九年)
八月十六日

伊達殿

尊報

「(奥ウラ書)
伊達殿

尊報

稗貫

輝家判

稗貫

「⁽²⁷⁾

右の書状は、すでに小林清治氏により、南部信直・九戸政実間の戦闘(九戸一揆)の調停にかかわる史料であることが明らかにされている。⁽²⁸⁾

本書状では、政宗が白石与市・支倉常長兩人を南部領へ派遣した際、使者の往復の無事通過を稗貫氏に依頼していたことが記されている。この輝家書状は、【史料12】の「南部^正為使彼兩人指下候、路次番之儀、無横合様^ニ御馳走任置候」という政宗の依頼を受けて発給されたものであるため、天正十九年に年代比定される。

【史料13】小野寺義道書状について。小野寺義道が「兵糧」を稗貫氏のもとへ送るため、その保管を依頼したものである。小野寺義道が、稗貫氏の住む奥州奥郡へ出陣したのは、【史料H】のとおり九戸一揆鎮圧時しかない。本書状は、天正十九年に年代比定される。なお、小野寺氏

ら仙北の諸將は、同年八月二十二日頃、南部信直領の糠部郡浄法寺口から九戸城へ出陣したとされている。⁽²⁹⁾

第3章 稗貫氏の系譜

1 稗貫晴家・輝家・広忠三代の系譜

本節では、『稗貫家譜』の記す稗貫家の系譜について、他の史料と比較検討することで、その真偽判断を行う。なお、『稗貫家譜』では稗貫家を山陰中納言(藤原北家魚名流)の子孫とし、稗貫為重を始祖としているが、為重から十四代満家までの史料はほぼ全くなく、また本稿の対象とする時代から外れるため、ここでは省略する。本節では、十五代晴家から十七代広忠までの三人の系譜【図1】【図2】を確認する。

稗貫晴家(為忠・信忠/右衛門佐) 『稗貫家譜』では、十四代稗貫

大和守尚重には嗣子がなかったため、葛西宗清の次男右衛門佐晴家を婿養子に迎え家督を継承させたとしている。『伊達世臣家譜』は、「稗貫大和守」を十三代当主「植重」としながら、植重には嗣子がいなかったため、葛西宗清の次男「右衛門佐晴家」を婿養子に迎え家督を継承させたとして、『稗貫家譜』と同様の記述をする。和賀家嫡流の系譜である『和賀稗貫両家記録』では、和賀義治の妻を「稗貫郡主右衛門佐晴家女」としている。官途名・実名および葛西家からの養子などの記述が一致するため、尚重(改称して植重カ)の次の当主が晴家であることは正しい。なお、為忠・信忠は、晴家の前の実名であると推定される。

稗貫輝家(忠重・秀光/大和守) 『稗貫家譜』では、稗貫晴家にも

嗣子がいなかったため、斯波忠通の弟大和守輝光を養子に迎えたとして
いる。『伊達世臣家譜』も同じ記述をとりながら、その養子の名前を
「大和守輝忠」としている。また、『和賀稗貫両家記録』では、和賀義
治の妻を「大和守輝家」の妹としている。輝光・輝忠・輝家と各系譜で
実名の一字が違うが、前章で確認した【史料J】の発給者が「稗貫輝
家」であることから、晴家の次の当主は輝家であることは正しいと判断
する。『稗貫家譜』の記す「輝光」は「輝家」の誤記であろう。なお、
輝忠については不明であり、秀光・忠重は輝家の前の実名であると推定
される。

稗貫広忠（重綱／備中守） 『稗貫家譜』では、稗貫輝家には長子光
忠がいたが早世したため、娘の婿に和賀義治の次男広忠を迎えて家督を
継承させたとしている。『和賀稗貫両家記録』『伊達世臣家譜』および
『参考諸家系図』も和賀義治の次男を広忠（重綱）とし、『和賀稗貫両
家記録』では広忠を「稗貫郡主大和守輝家養之、為嗣」としており、輝
家の次の当主が広忠であることは正しい。

なお、天正十八年七月二十八日、和賀氏の家臣と推定される簡治部助
が、奥羽仕置の際に伊達政宗に同伴していた浅野正勝（浅野長吉家臣）
に提出した申状案は、次のように記す（傍線筆者）。

【史料K】

和賀家先祖御尋^ニ御座候、有増申上候、（中略）

一、又次郎親父ハ、薩摩守儀治ト申候、十ヶ年以前^ニ死去仕候、

一、薩摩守男子四人、一男ハ孫二郎^ニ、二男ハ月斎、三男又二郎、四

男主馬、一男孫次郎ハ依為^ニ餽腹、不家督也、稗貫大和守^ニ男子無、

孫次郎ヲ養子、稗貫次郎広忠ト申、二男月斎ハ亡目病者^ニテ、黒
岩ト申所ヲ知行シテ、黒岩殿ト申候、三男又二郎、和賀家督仕、
多田又二郎儀忠ト申候テ、和賀中仕置仕候、四男主馬ハ笹々間ト
申所ヲ知行シテ、笹々間忠親ト申候、
一、稗貫・遠野事ハ、承存不申候、和賀ノ儀、如此^ニ承候迄申上候
也、

天正十八年七月廿八日

簡治部助

浅野六右衛門殿

御披露

右の史料によれば、和賀儀治は天正十八年より十年以前に没し、当時
は四人の子息のうち正妻の子である三男又二郎儀忠が和賀家の家督を継
承していた。『参考諸家系図』では、この和賀義治（義興）の没年を天
正八年としており、天正十八年より「十ヶ年以前^ニ死去」という記述は、
正確なものである。長子孫二郎は、側室の子であったため男子がいな
かった「稗貫大和守」の養子に迎えられて「稗貫次郎広忠」と名乗った。
次男月斎は分出して「黒岩殿」となり、四男主馬忠親も分出して「笹々
間」を知行した。簡治部助申状案の内容は正確なものであると判断され
るため、和賀義治の長子を義元、次男を広忠と記す『稗貫家譜』『和賀
稗貫両家記録』の記載には、若干の錯誤が見られる。なお、この申状案
が記す和賀義忠は、「和賀家督」「和賀中仕置仕候」と記されていること
から、和賀惣領家（嫡流）である。

広忠の実名と仮名について、『和賀稗貫両家記録』では「後備中守重
綱」と記している。稗貫家は実名に「重」の一字を入れることが多いた

め、天正十九年頃に広忠から重綱に改名したと推定される。『奥羽永慶軍記』³³に天正十九年のこととして、「広忠みづから受領して備中守と号す」と記す。天正十九年に広忠は、「孫次郎」から、私称の受領名である「備中守」に改称したとみられ、この時に広忠から重綱に改名したと推定される。

以上、『稗貫家譜』が記す稗貫晴家・輝家・広忠三代の系譜的つながりや実名・仮名・官途名・受領名、他家との養子関係を分析した結果、【図3】で復元した系譜・姻戚関係は、ほぼ正しいことが確認できた。

なお、尚重（種重）・晴家・輝家の偏諱「種」「晴」「輝」は、室町幕府將軍足利義植（十代）・義晴（十二代）・義輝（十三代）から下賜されたものと見られる。また、伊達政宗の書状類を家伝文書として継承してきたこと、さらに葛西宗清・斯波忠通・和賀義忠ら各氏の嫡流と姻戚関係を結ぶことができる家格であることから、『稗貫家譜』が記す稗貫家は、稗貫郡を治める稗貫惣領家と見て間違いない。

2 十三通書状の人名比定

本節では、前節の系譜分析をもとに、十三通の書状に記される「稗貫殿」「和賀殿」など稗貫氏・和賀氏関係の人物比定を行う。

まず、【史料5】の宛所「稗孫殿」は稗貫孫次郎広忠、「和又殿」は和賀又次郎義忠である。また、【史料12】の宛所「稗備殿」も稗貫広忠（備中守）である。これ以外の十一通の書状に記される「稗貫殿」「和賀殿」および「両殿」「和・稗殿」も、稗貫広忠（重綱）・和賀義忠と見て間違いないであろう。

ただし、前章で確認した天正十九年八月十六日付の伊達政宗宛書状【史料J】の発給者は「稗貫輝家」であるため、当時輝家・広忠父子いづれが家督であるのか、疑問が残る。『蜷川家記』『大日本古文書 蜷川家文書』には、次のように記されている。

【史料L】

天文廿四年、奥州上洛衆、稗貫大和守義時、得御意候、黄金十両進候、鷹御約束申、竹鼻令同道下、稗貫家来、

十二町目下野守 貴殿へ得御意候、

万町目 同

駒牧 内膳助 同

栃田 出雲守 同

湯口 大蔵丞 同

【史料M】

稗貫上洛之時尋申條々 天文廿四九月日

一、侍参会之次第之事

(後略)

【史料N】

(封紙ウツ書カ)

稗貫

謹上伊勢守殿江 大和守輝時

就幸便、令啓上候、抑先年竹鼻方被罷登時、心事申入候處、御懇報

示給候、過分至極候、仍而進上申候馬・鷹、無相違参着申候由、被預貴札候、是又本望存候、何般如申旧候、奥口御用等涯分可致馳走

候、巨碓富松方(与)可被申上候条、抛菟毫候、恐々謹言、

弥生卅日大和守輝時判

謹上伊勢守殿江人々御中

(36)

【史料O】

幸便候間、令啓達候、抑先年罷登候時、種々様々御取合、于今祝着之至候、哀々存命之内、入御見参候而、此等之段、申尋度念望計候、何般申旧候と、此口御用等、涯分可致馳走候、猶彼富松方(与)可被申理候間、不能具候、恐々謹言、

稗貫

弥生卅日 輝時判

皆川新衛門尉殿(巻)
(親後)

御宿所

追而啓、御正印様へ空書之躰候へ共、一書申候、御取合頼入

候、竹鼻方へ乍恐御同前申度候、秋中堅々下向待入計候、

(封紙ウツ書カ)
自奥州

拜 皆川新衛門尉殿参

稗貫 拜

(37)

【史料L】【史料M】から、天文二十四年Ⅱ弘治元年（一五五五）九

月頃に、奥州の稗貫大和守義時が上洛し、前年に將軍に就任したばかりの足利義輝に謁見したことがわかる。【史料N】【史料O】の発給者である稗貫大和守輝時は、受領名「大和守」が同じであるため【史料L】の稗貫大和守義時と同一人物で、天文二十四年の上洛時に、足利義輝から偏諱「輝」を下賜されて「義時」から「輝時」に改名したと考えられる。³⁸幕府政所執事伊勢貞孝宛の【史料N】と政所代蝮川親俊宛の【史料O】

は、弘治三年から、伊勢貞孝の没年である永祿五年（一五六二）の間に年代比定される。³⁹なお、年未詳ながら、輝時は後に「輝家」に改名したが、これは先代「晴家」の一字「家」を継承したものであるう。

稗貫義時が天文二十四年に上洛した時の年齢は定かではないが、天文二十四年から天正十九年（一五九一）までは三十六年経っているため、天正十九年当時は五十歳代から六十歳代になっていたと考えられる。天正十八年・同十九年時、輝家は隠居して婿養子である広忠に家督を譲り、その後見にあたっていたと考えられる。

なお、【史料J】の稗貫輝家書状写と同日、同じ九戸一揆の調停にかかわる次の史料が発給されている。

【史料P】

御書被下候、畏令頂戴之候、仍南部へ御使無相違上下被成、帰路満(白石手巾・支倉常長)足此事候、於此口似合御用所、無御隔心可被仰下候、某儀萬端奉憑
訖候事候、恐惶敬白、

和賀又二郎

信親判

(天正十九年)
八月十六日

伊達殿殿 参人々御申候

(40)

【史料K】簡治部助申状案によれば、天正十八年七月時の和賀家当主は和賀又次郎義忠であった。一方、『和賀稗貫両家記録』では、天正十八年の奥羽仕置の時、和賀義忠はすでに病死し、当時の当主を忠親としている。しかし、忠親の仮名は「又四郎」「主馬」であり、「又二郎」ではない。義忠は天正十九年八月まで生存して家督の地位にあり、天正十

八年七月から同十九年八月までの間に、「信親」に改名したことになる。

まとめ

『稗貫家譜』について、本稿で明らかにしたことを最後にまとめたい。第一章では、書誌学的分析にもとづき、『稗貫家譜』が稗貫忠義により享保十一年に編集されたこと、その忠義編集の『稗貫家譜』は「原『稗貫家譜』」である「略系」であること、『稗貫家譜』所収の十三通書状には正文（原本）があったこと、以上のことから『稗貫家譜』は研究史料としての価値を十分に備えていることを明らかにした。第二章では、『稗貫家譜』が収める十三通の書状の年代比定を行い、五通が天正十八年の奥羽仕置と稗貫氏の関係を示す史料、八通が天正十九年の「奥州奥郡仕置」（奥羽再仕置）と稗貫氏の関係性を示す史料であることを明らかにした。第三章では、『稗貫家譜』の記す系譜や人名がほぼ正確なものであることを確認した上で、書状十三通に記されている稗貫氏・和賀氏の人名比定を行った。

以上、本稿では、『稗貫家譜』所収の十三通の書状が奥羽仕置関係の史料であること、また稗貫氏の系譜が正しいものであることを確認した。従来、奥羽仕置で改易された領主の動向はあまり把握されていなかったが、『稗貫家譜』は稗貫氏が奥羽仕置にどのように関わり、また仕置奉行である浅野長吉・木村清久・石田三成・大谷吉継や、奥羽の伊達政宗・小野寺義道・蒲生氏郷らが稗貫氏の「身上」回復運動にどのように対応していったのか、また戦国期から織豊政権期にいたる北奥領主の姻戚

関係などについて、詳細な事実を提示している。今後、『稗貫家譜』に分析が加えられることで、奥羽仕置、戦国期北奥の領主研究が進むことを期待したい。

註

- (1) 小林清治『奥羽仕置と豊臣政権』（吉川弘文館、二〇〇三年）一〇二頁。
- (2) 大島正隆「奥羽に於ける近世大名領成立の一過程——最上義光と伊達政宗——」（『文化』第八卷第二号、一九四一年二月）、同「秋田家文書による文禄・慶長初期北国海運の研究」（『社会経済史学』第十一卷第三・四号、一九四一年六・七月）、同「北奥大名領成立過程の一断面——比内浅利氏を中心とする考察——」（『喜田博士追悼記念国史学論集』一九四二年）、上大島氏三論文は大島正隆『東北中世史の旅立ち』（そしえて、一九八七年）に収録、小林清治『伊達政宗』（吉川弘文館、一九五九年）、藤井譲治「豊臣体制と秋田氏の領国支配——幕藩権力成立の前提——」（『日本史研究』一二〇、一九七一年）、藤木久志『日本の歴史15 織田・豊臣政権』（小学館、一九七五年）、同「中世奥羽の終末」（『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八年）、渡辺信夫「天正十八年の奥羽仕置令について」（『東北大学日本文化研究所研究報告』別巻十九集、一九八二年）、小林清治「奥羽仕置と伊達政宗」（『福島県歴史資料館研究紀要』第九号、一九八七年）、長谷川成一「天正十八年の奥羽仕置と北奥・蝦夷島」（『北奥地域史の研究——北からの視点——』名著出版、一九八八年）、遠藤巖「北奥羽の戦乱」（『戦乱の日本史〔合戦と人物〕』第8巻戦国の群雄〈西国・奥羽〉第一法規出版株式会社、一九八八年）、東北史学会・シンポジウム「奥羽——揆・仕置——」（『歴史』七六、一九九一年）、小林清治「『奥羽仕置』と豊臣権力」（『織豊期研究』第二号、二

〇〇〇年)、同氏前掲書『奥羽仕置と豊臣政権』、同『奥羽仕置の構造
―破城・刀狩・検地―』(吉川弘文館、二〇〇三年)など。

- (3) 『稗貫家譜』は、『花卷市史 近世篇一』(熊谷章一著、花卷市教育委員会、一九七二年、非売品)にすでに翻刻されている。同書口絵に稗貫公夫氏所蔵として写真が一部が掲載されているため、同書編纂当時は原本が存在した。しかし、現段階でその原本を見出し出していないため、本稿では原本の体裁を尊重して筆写された花卷市立花卷図書館所蔵『稗貫家譜』(請求記号K288-1、以下単に『稗貫家譜』と呼称)を底本とし、『花卷市史 近世篇一』を参考にして論じる。なお、『稗貫家譜』を複写した『稗貫家譜』(花卷図書館所蔵、請求記号K288-1-ア)の巻末には、「此の頃迄は破損甚しき為、昭和四十四年三月改書せしむるもの也、後世をおもんばかりけり、仮名をも加えたり」「昭和四十四年十二月二十六日 花卷市立花卷図書館 大橋定雄写」「稗貫第二十九代稗貫公夫 神奈^山県平塚市明石町十二の九在住」の記載がある。当時、花卷図書館副館長であった大橋定雄氏が神奈川県平塚市在住の稗貫家を訪問し、昭和四十四年(一九六九)三月に破損が多いため筆写を開始、同年十二月に複写を完了したと推定される(大橋氏の職歴については、『昭和42年度 図書館の現況 昭和43年3月31日現在』花卷図書館を参考)。

- (4) 『岩手県史』(第3巻、中世篇下、岩手県、一九六一年)八二八頁。
(5) 東京大学史料編纂所所蔵。書状四通写は、すでに『岩手県中世文書』(下巻、国書刊行会、一九六八年)に、二七三、二八一、二九四、補遺七として収録されている。
(6) 『仙台市史』(資料編10、仙台市、一九九四年)八五三。
(7) 前掲註(2) 小林清治『奥羽仕置の構造』三一四頁。
(8) 前掲註(6) 『仙台市史』解説、四六二〜四六四頁。

(9) 『複製版 仙台叢書 伊達世臣家譜』(第三巻、宝文堂、一九七五年)三五〜三七頁。

- (10) 『邦訳 日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)七三頁には、「抱え」の語義として、「人を引き取って庇護する」「自分に奉公させるために、人を雇い入れて、その人を扶養する」と語釈している。本稿ではこれを参考にしなが、屋代景頼書状の文意に沿い、「御抱」の語義を、他者の服属下に入っている状態、と解釈しておく。

(11) 天正十八年の伊達政宗の動向については、前掲註(1) 小林清治『奥羽仕置と豊臣政権』を参考。

(12) 『新編八戸市史』(中世資料編 編年資料、八戸市、二〇一四年)五一四。

- (13) 『貞山公治家記録』(『仙台藩史料大成 伊達治家記録』二、宝文堂、一九七三年、二七七頁)に、「公、侍従ニ任セラレ、羽柴氏ヲ拜領シ給フ、越前守御兼任仰出サルト云云^{是二月三月両月ノ間ナリ、月日不知}」と、「侍従」「越前守」兼任の時期を天正十九年二月または三月としている。この件について、『増補續史料大成 第九巻 晴右記・晴豊記』(臨川書店、一九六七年)の「晴豊記」天正十九年二月十二日条に「伊たて公家成、参内申候」とある。以上の史料については、佐竹輝昭氏の御教示による。

- (14) 前掲註(6) 『仙台市史』七四四、天正十八年七月晦日付・伊達政宗書状(宮沢元実宛)。なお、従来、木村弥一右衛門尉清久は天正十八年八月九日に「木村伊勢守吉清」に改名したとされてきた(前掲註(1) 小林清治『奥羽仕置と豊臣政権』一八二〜一八三頁、前掲註(4) 『岩手県史』第3巻、七六八〜七六九頁)。しかし、確実とは言えないが【史料3】の「伊勢守吉清家嫡」は後筆に見えないため、前掲註(13) 『貞山公治家記録』(二〇六頁)にある「木村伊勢守殿吉清・同弥一右衛門尉清久父子」の記述に従い、吉清・清久を父子として置く。

(15) 前掲註(13) 『貞山公治家記録』一九七頁。

- (16) 『白河市史』(第五卷 資料編 2 古代・中世、福島県白河市、一九九一年)一〇一七。
- (17) 藤井謙治編『織豊期主要人物居所集成』(思文閣出版、二〇一一年)。
- (18) 『横手市史』(史料編 古代・中世、横手市、二〇〇六年)二五二。なお、同朱印状にある「越前宰相」の「越前」は、他の同日付・豊臣秀吉朱印状に「越後宰相」とあるため、誤記と考えられる。
- (19) 前掲註(12)『新編八戸市史』五五四、天正十九年六月二十日付・豊臣秀吉朱印状(秋田実季宛)、秋田家史料。
- (20) 前掲註(12)『新編八戸市史』五五三、天正十九年六月二十日付・豊臣秀吉朱印状(津軽為信宛)、津軽家文書。
- (21) 前掲註(6)『仙台市史』七九五、天正十八年十二月二十九日付・伊達政宗書状(原田旧拙斎宛)。
- (22) 前掲註(12)『新編八戸市史』五六一、浅野長吉書状(東直義宛)、盛岡南部家文書。
- (23) 『大日本古文書 家わけ第二 浅野家文書』六〇、天正十八年八月十日付・豊臣秀吉朱印状(浅野長吉宛)。
- (24) 『大日本古文書 家わけ三ノ二 伊達家文書之二』六一七、天正十九年九月七日付・大谷吉継書状(伊達政宗宛)、『同』六二二、天正十九年九月二十二日付・大谷吉継書状(伊達政宗宛)。
- (25) 前掲註(12)『新編八戸市史』五八七、「南部耆旧伝」所収・天正十九年九月五日付・浅野次吉書状写(瀬川清助宛)。
- (26) 前掲註(18)『横手市史』一九〇、色部文書。
- (27) 前掲註(12)『新編八戸市史』五八二、仙台市博物館所蔵・伊達家文書。
- (28) 前掲註(2)小林清治『奥羽仕置の構造』三〇九〜三一〇頁。
- (29) 『奥羽永慶軍記』(無明舎出版、二〇〇五年)六五二〜六五五頁。
- (30) 『南部藩 参考諸家系図』(第三卷、国書刊行会、一九八五年)二一六〜二一七頁。
- (31) 『北上市史』(第二卷 古代(2)・中世、北上市、北上市立図書館所蔵)一四五。なお、同書掲載の写真により校訂した。
- (32) 前掲註(30)『南部藩 参考諸家系図』第三卷、二一六〜二一七頁。
- (33) 前掲註(29)『奥羽永慶軍記』六三九頁。
- (34) 前掲註(4)『岩手県史』(第3巻)三四八〜三四九頁。なお、『増補國史大系 第三十七卷 後鑑』(第四篇、吉川弘文館、一九六六年、六六九頁)所収「蜷川家記」、また天文二十三年『纒拾集』(前掲註(18)『横手市史』六九)に、ほぼ同文の記載がある。
- (35) 『大日本古文書 蜷川家文書之四』三二二、天文二十四年九月日付・稗貫義時尋申故実條々覚書。
- (36) 『大日本古文書 蜷川家文書之三』六八九、年末詳三月三十日付・稗貫輝時書状案。
- (37) 『大日本古文書 蜷川家文書之三』六九〇、年末詳三月三十日付・稗貫輝時書状案。
- (38) 小林清治氏は、足利義輝の「御代始御礼」催促の使者として、天文二十三年に坂東屋富松与一と竹鼻弥次郎が奥州の伊達氏・白川氏・稗貫氏のもとに下向し、これを機に翌二十四年に稗貫義時が上洛して足利義輝の一字を拝領し、「輝時」に改名したとしている(「坂東屋富松と奥州大名」『福大史学』四〇号、一九八五年、「坂東屋富松と奥州大名・補考」『福大史学』四四号、一九八七年)。
- (39) 小林清治氏は前掲註(38)「坂東屋富松と奥州大名」において、【史料N】【史料O】の年代を弘治三年、あるいはそれから遠くない頃とする。
- (40) 前掲註(12)『新編八戸市史』五八三、仙台市博物館所蔵・伊達家文書。

■『稗貫家譜』所収・奥羽仕置関係の書状写十三通（翻刻文）

〈凡例〉

- 1 翻刻にあたり、原則として常用漢字を用いた。
- 2 変体仮名は原則として使わず、ひらがなに直した。ただし、助詞として使われる「而」（て）・「者」（は）・「江」（え）は、原史料のまま用いた。
- 3 適宜、読点「、」、並列点「・」を付した。
- 4 適宜、人名の官途名・受領名や仮名の右に、（ ）で実名を付した。
- 5 日付・宛所の位置および闕字は、原文のままとした。
- 6 十三通の書状写は、『稗貫家譜』の第十七代当主稗貫広忠の箇所に「書状次第」と記された後に、適宜記載されている。本稿では、筆者による年代比定に従い、編年順に並べ変えている。
- 7 『稗貫家譜』には、筆写者大橋定雄氏によるふりがな・訓点などが付されているが、すべて省いた。
- 8 花巻市立花巻図書館所蔵『稗貫家譜』（謄写本）を底本とし、これに『和賀稗貫両家記録』坤（東京大学史料編纂所所蔵）による校訂を

「 」、『花巻市史 近世篇一』収録の『稗貫家譜』による校訂を
 〱〱で示し、釈文の右に傍註として記した。

【史料1】屋代景頼書状

如仰未申通候処、御懇札本望之至、殊御音信、政宗所江之政宗所之御札・馬、祝
 着之段被申事候、剩拙者江も御馬預候、近頃忝次第令存候、尤御使者御御使者江御

参会可被申候得共、南部御抱之儀候間、被思分御前被致延慮、無其儀
 候、疎意非候、何様其表罷下候時分可申談候、委細期来使不能細書
 候、必々非如在候、恐々謹言、

天正八年
 七月一日

屋代勘解由

景頼

稗貫殿

参る

【史料2】石田三成書状

遠境御来札、殊鹿毛馬老足預芳志、觀悅不斜候、抑此度之一儀、無御心
 元之旨、委細得其意候、尤苦身之程令察候、就時宜可相議之間、聊無
 僞意之儀候、可御心易候、心底具、彼者申含候、（無心）

天正八年
 七月十五日

石田治部少輔

三成

稗貫殿

御宿所

【史料3】木村清久書状

御札誠以致大慶候、其許之儀、南部殿（信惠）御理申候、指出之義等、弥被
 入御念、百性等（能々）可被仰付事候、御尤（存候）、貴所之事ハ、定而
 浅弾・大刑方始可被仰付可被申述候条、不能細書候、於此方存分御取
 合可申入候、可易御意候、多郷義及僞答候、尚期後便之時候、恐惶謹
 言、

伊勢守古清家嫡

〔天正十八年〕
七月廿五日

木村弥一右衛門

〔広忠〕
稗貫殿

清久

御報

【史料4】伊達政宗書状

御来章令満足候、今度之御仕合御覚悟之外、御一代之御迷惑、心中令

察候、天下之御事、無是非候、此上於我等全無疎意候間、猶亦

〔伊達上〕
浅弾方〔我野長吉〕も涯分可申計候、巨細両使江相含候、恐々謹言、

〔天正十八年〕〔三日〕
八月二

〔伊達〕
政宗

〔和賀義忠・稗貫広忠〕
和・稗貫殿

尚々、進退御苦勞之上、被仰事〔何事被仰之儀事もなく候〕もなく、只々此上〔此上付而も上意〕に付ては〔三〕上之

次第、御心得専肝也、

【史料5】伊達政宗書状

就彼儀、無心許、馳使札候、依内證之旨、白石・屋代〔宗委〕申含候間、具〔仍内議〕

可相断候、尤萬般隱密之儀、可為御肝要候、恐々謹言、

〔天正十八年〕
九月十一日

〔伊達左京大夫〕
伊左
政宗

〔稗貫孫次郎広忠〕
稗孫殿

〔和賀又次郎義忠〕
和又殿

人々御中

【史料6】小野寺義道書状

今度森代左京亮、亦上〔上江召遣候〕召遣候、土田二兵衛指越被申候、依從春中幾

度岡宿為使者、直尾張之中納言様、江戸大納言殿、北国通〔上杉景勝〕越後宰相

殿為始大谷刑部少輔殿為御愉等、去十九日〔吉継〕京都打立被候、定而当十

五日〔三〕に最上訖可為着陣候、此境人躰以來共、急度致差出、御奉公專〔宗季〕所存

候、随分可及馳走候、吾等之義、御先立と被仰付候、依之秋田・由利

・津輕〔為臣〕之人致致御引卒可被出候、其表之義、隣郡之事〔三〕候得ハ、向後

共〔三〕申合度所存以如此候、別而用所相構義無之候、巨細彼者共可為才

覚候間、不能几多候、恐惶謹言、

〔天正十九年〕
七月四日

小野寺孫十郎
義道

〔広忠〕
稗貫殿

御宿処

【史料7】浅野長吉書状

態申入候、先々書〔三〕も如申、其方之御身上之義、何様〔三〕も疎意有間敷候

条、可御心安候、何方より何角被相理共、無別義通可被申候、随而

我等事〔我等等事〕、今廿五日二本松を相立候間、頓而其元江可令下着候、然ハ其

辺年貢米之儀、如去年在々被申付、新米出次第可被納置候、吾等南

部表〔三〕相働候時、兵糧可申理候、則此者指遣候間、早速出来候者々、

先々可被納置事肝要候、恐惶謹言、

〔天正十九年〕
七月十一日

浅野弾正少弼
長吉〔後筆カ〕長政

〔広忠〕
稗貫殿

参

【史料8】蒲生氏郷書状

態御使札、誠悃切之至、令満足候、(得) 偕(釋眞広忠、和賀義忠)ハ今度兩殿就身上之義、指示給候条尤(釋眞)候、併御氣遣有間敷候、猶書餘ハ(釋眞)稗左馬可申候、恐々謹言、

七月十二日

蒲生 氏郷

稗貫殿

人々御中

【史料9】大谷吉継書状

未申通候処、遠路御使、殊黒毛御馬忝足賜預候、祝着之至候、然間其方身上之義、(義道)小野寺方(江)被申越候趣、(得候其意候)得其意候、以来相応之義、不可有疎意候、委細於様牒、小野寺方(江)申越候間、可有伝達候、拙者事、近日南夫表(南部)相働申候間、其節以面談も可申談候条、不能几細候、恐惶謹言、

七月十八日

大谷刑部少輔 吉継

稗貫殿

参

【史料10】浅野次吉書状

雖未申通候、一書令啓達候、去日者、清介被罷登候節、御身上之様子具承届候、然者稗貫殿・江刺方被仰合候、(重恒)南部御働尤存候、(尤)彈正も近日其地、陣参被申候間、(勝左)勝左申合候て、御身上之義、不可有疎意候、猶期面之時候、恐惶謹言、

七月十九日

和賀殿

参

尚々、宗吉より御状、委細拜見候、(弥々稗貫殿)稗貫殿被仰合候、何様も御才覚尤候、

浅野平右衛門 次吉

【史料11】大谷吉継家臣連署書状

態申入候、依今度奥州奥郡為御仕置御人数被指下候、大谷刑部少輔(吉継)並再至大崎表被致着陣候、就其々郡之義、(大谷吉継)刑部少付可為御一味之旨、(義道)小野寺孫十郎殿迄被仰越候段、御忠節之至候、即今日廿二日、刑部方(江)申来候間、定無異義相済可申候、於時宜者、可御心安候、其元地下人并百性達さわがざる様尤候、(政宗)仮伊達殿・南部より何角被申義雖在之、(信忠)刑部少輔一左右次第被成御沙汰可然候ハん哉、此両三人事、出羽中(江)此度為御陣觸刑部少輔被差下候条、先一書令啓達候、委曲小野寺孫十郎殿より可被仰越候条、不能過筆候、恐惶謹言、

七月廿二日

稗貫殿

人々御中

藤野用左衛門

成田勝左衛門

水谷伝右衛門

【史料12】伊達政宗書状

態令啓候、抑今般有所用、(信忠)南部(白石身市、支倉常長)江為使彼兩人指下候、路次番之儀、無

横合様ニ御馳走任置候、若又不慮之義、其外聞・実義不可然候条、能々被入念尤候、委細彼兩人可申理候間、令略候、恐々謹言、

(天正十九年 七月二十二日)

(伊達 政宗)

(稗貫備中守広忠)
稗貫殿

【史料13】小野寺義道書状

兵糧之事、指越候ハ、其地ニ被差置可給候、委曲山図書可申入候間、

不能細書候、恐々謹言、

(天正十九年 八月五日)

小野寺義道

(広忠)
稗貫殿

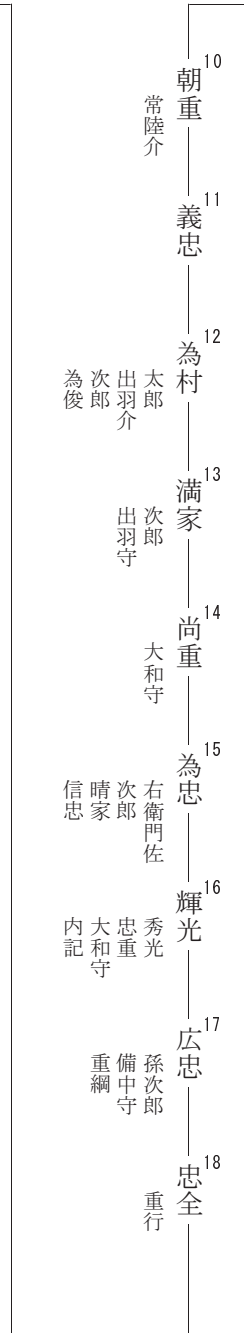
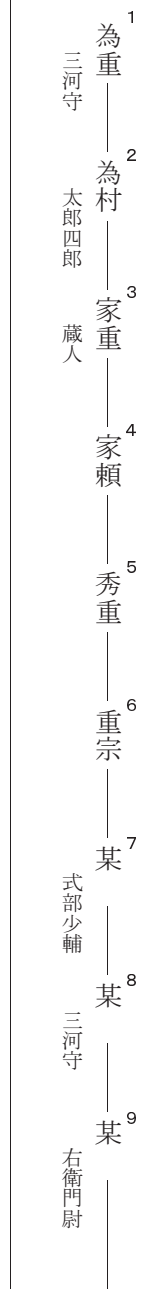
御宿所

【付記】

本稿は、二〇一三年十二月十四日に開催された平成二十五年度弘前大学國史研究会第八十九回例会、および二〇一四年八月三十一日に開催された東北大学東北近世史研究会夏のセミナーでの報告をもとに執筆しました。國史研究会例会では長谷川成一先生・福井敏隆先生・瀧本壽史先生、東北近世史研究会夏のセミナーでは籠橋俊光先生および佐竹輝昭先生・兼平賢治先生ほか、多数の方々から貴重なご教示をいただきました。また、『稗貫家譜』の閲覧においては、花巻市立花巻図書館の職員の方々から懇切丁寧なお世話をさせていただきました。記して謝辞といたします。

(くまがい・りゅうじ 八戸工業大学第二高等学校教諭)

【図1】 稗貫家略系図（『稗貫家譜』より）



【図2】 稗貫家略系図（『伊達世臣家譜』より）

